

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護サービスの基盤強化のため
の介護保険法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備等に関する省令
の公布について

計152枚（本紙を除く）

Vol.259

平成23年1月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)

FAX：03-3503-2167

老発第0130第2号
平成24年1月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行 に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成24年厚生労働省令第11号）」が本日公布され、本省令は平成24年4月1日から施行することとしているところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）等厚生労働省関係省令について、必要な規定の整備を行うとともに、第5期介護保険事業計画期間に向けた第1号被保険者の保険料率の算定に係る基準所得金額等の設定を行うこととした。

第二 改正内容等

第1 介護保険法施行規則の一部改正

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規定

- 1 居宅要介護者について行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものについて、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とすること。（第17条の2関係）

- 2 療養上の世話又は必要な診療の補助を行う看護師その他厚生労働省令で定める者について、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とすること。(第17条の2の2関係)
- 3 主治医が療養上の世話又は必要な診療の補助の実施を判断する際の基準として厚生労働省令で定める基準について、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとすること。(第17条の2の3関係)

二 指定都道府県事務受託法人制度の規定

1 指定都道府県事務受託法人の指定の要件(第34条の14関係)

指定都道府県事務受託法人の指定に当たって厚生労働省令で定める要件は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条の3第1項第1号に規定する事務(以下「質問等事務」という。)について、次のとおりとすること。

- (1) 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- (2) 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) (1)から(3)までの規定のほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有すること。

2 指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等(第34条の15関係)

指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地等を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

3 指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等(第34条の16関係)

- (1) 指定都道府県事務受託法人は、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名等に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を所管する都道府県知事に届け出なければならないこと。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとすること。
- (2) 法第24条の3第1項各号に掲げる事務(以下「都道府県事務」という。)の廃止、休止又は再開については、指定居宅介護支援事業者の規定を準用すること。

4 都道府県事務の委託の公示等(第34条の17関係)

都道府県が都道府県事務を委託したとき又は委託を終了するときに公示する事項について、当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地、指定都

道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、委託開始の予定又は委託終了の年月日及び都道府県事務の内容とすること。

5 管理者（第 34 条の 18 関係）

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならぬこと。

6 身分を証する書類の携行（第 34 条の 19 関係）

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならないこと。

7 苦情処理（第 34 条の 20 関係）

指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこと。また、当該苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならないこと。

8 記録の整備（第 34 条の 21 関係）

指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬこと。また、実施した都道府県事務の内容等の記録及び 7 の苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならないこと。

三 指定居宅サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第 126 条の 4 の 2 関係）

指定居宅サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでないこと。

四 居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入

1 市町村協議の対象となる居宅サービス（第 126 条の 8 関係）

改正法により改正された法第 70 条第 7 項の規定による協議（以下「市町村協議」という。）の対象となる居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とすること。

2 市町村協議を求める際に都道府県知事に伝達すべき事項（第 126 条の 9 関係）

市町村長は、市町村協議を求める際は、1 に規定する居宅サービスの種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならないこと。

3 協議結果に基づいて、都道府県知事が指定拒否等を行う際の基準（第 126 条の 10 関係）

都道府県知事が市町村協議の結果に基づいて指定拒否等を行う際の基準は、

- (1) 1に規定する居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること
- (2) 必要に応じて、指定居宅サービス事業者の指定の申請を行う者から意見を聴取すること。

五 指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請(第126条の11第1項関係)

特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、利用定員の増加に伴う指定の変更の申請をするときは、事業所の名称及び所在地等を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の市長又は中核市の市長）に提出しなければならないこと。

六 指定地域密着型介護サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定手続きの簡素化（第131条の3第1項、第131条の4第1項、第131条の5第1項、第131条の6第1項、第131条の7第1項、第131条の8第1項、第140条の24第1項、第140条の25第1項及び第140条の26第1項まで関係）

市町村の区域の外にあって当該市町村から地域密着型介護サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が申請書又は書類を提出する際、当該指定の申請を受けた市町村長と当該事業所の所在地の市町村長（以下「所在地市町村長」という。）との協議により、所在地市町村長の同意を得ている場合であって、申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等の記載を要しないと当該指定の申請を受けた市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しないこと。

七 指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第131条の10の2関係）

指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。

八 公募指定を行う際の基準（第131条の15関係）

市町村長が公募指定を行う際に従うべき基準は、次のとおりとすること。

- 1 市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。
- 2 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。
- 3 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。
- 4 市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定しなかったときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。

九 指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第140条の17の2関係）

指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでないこと。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第140条の27の2関係）

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。

十一 介護サービス情報公表制度の見直し

1 報告の対象となる場合（第140条の44関係）

介護サービス事業者からの報告を受けた都道府県知事の当該事業者に対する調査が任意化された趣旨を踏まえ、介護サービスの区分ごとに報告の必要性を判断する仕組みを廃止すること。

2 介護サービス情報の公表方法（第140条の46関係）

都道府県知事は、介護サービス事業所から報告を受けて、内容を公表するものとする。ただし、報告後に調査を行う場合には、調査の結果を公表することもって、報告の内容を公表したものとすることとすること。

3 調査対象となる介護サービス情報（第140条の47関係）

都道府県知事が法115条の35第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときに調査を行うことができる介護サービス情報は、規則別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する情報とすること。

4 調査事務の実施の方法（第140条の51関係）

調査事務を実施するに当たって、厚生労働省令で定められている調査の方法に代えて、都道府県知事が定める方法によることとすること。

5 調査事務規定の記載事項（第140条の53関係）

調査事務を行う指定調査機関に係る調査事務規定の記載事項について、手数料の収納の方法に関する事項を削除すること。

6 都道府県知事による情報の公表の推進（第140条の62の2関係）

調査対象となる情報以外の情報について介護サービス事業者から任意で提供を受けた場合、その公表を行うよう配慮することとされたが（改正後の法第115条の44）、公表の配慮の対象となる情報については、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報として都道府県知事が定めるものとすること。

十二 地域包括支援センターの機能強化（第 140 条の 64 関係）

地域包括支援センターが実施する事業について、居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域包括支援センターのその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業を追加すること。

十三 基準所得金額の設定（第 143 条関係）

平成 24 年度から平成 26 年度までの基準所得金額は、190 万円とすること。

十四 指定都市及び中核市の特例（第 165 条の 5 及び第 165 条の 6 関係）

大都市特例により、指定都市及び中核市が介護保険に関する事務を処理する場合に必要な読み替えを行うこと。

十五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 2 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正

一 平成 24 年度から平成 26 年度までの財政安定化基金拠出率は、10 万分の 37 とすること。（第 4 条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第 3 老人福祉法施行規則の一部改正

一 市町村の措置に係る要件（第 1 条の 6 の 2 関係）

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、第 1 の 1 に規定する日常生活上の世話に係る部分についてやむを得ない事由により利用することが困難であると認めるときは、市町村は、その者に対し、居宅における介護等の措置を探ることができるとしていること。

二 家賃等の前払金の返還方法（第 1 条の 13 の 2 及び第 21 条関係）

1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者が前払金を受領する場合において、入居の日から次に掲げる一定期間を経過するまでの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に、前払金の額から 2 に掲げる算定方法により算定される額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないとしていること。

(1) 入居者の入居後、3 月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、3 月

- (2) 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合((1)の場合を除く。)にあっては、当該期間
- 2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者が前払金を受領する場合において、前払金の額から次に掲げる算定方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないこと。
- (1) 入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、家賃等の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
- (2) 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合((1)の場合を除く。)にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

三 有料老人ホームの範囲に係る規定の削除（第20条の4）

改正法の施行に伴い、有料老人ホームの範囲に係る規定について削除すること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

一 大都市特例の施行に伴い、都道府県が指定基準に係る条例を定めるに当たって従うべき基準について、指定都市及び中核市にも適用されること。（第1条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第5 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正

一 第1の二、十一及び十四と同様の改正を行うこと。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第6 その他

改正法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

第7 施行期日等

- 一 この省令は、平成24年4月1日から施行すること。（附則第1条関係）
- 二 介護保健法施行規則、老人福祉法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置
本省令の施行の際現に改正前の様式の規定により使用されている証明書については、当分の間、改正後の様式の規定による証明書とみなすこと。（附則第2条から附則第4条まで関係）

◎ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案

新旧対照条文

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 保険給付	第三章 保険給付
第一節 通則（第三十四条—第三十四条の二十一）	第一節 通則（第三十四条—第三十四条の十三）
第二節～第五節（略）	第二節～第五節（略）
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
第一節～第九節（略）	第一節～第九節（略）
第十節 介護サービス情報の公表（第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二の二）	第十節 介護サービス情報の公表（第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二）
第五章～第八章	第五章～第八章
第九章 雜則（第一百六十五条の二—第一百六十五条の六）	第九章 雜則（第一百六十五条の二—第一百六十五条の四）
第十章（略）	第十章（略）
附則（略）	附則（略）
（法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）	（法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）
第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、	第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の二及び第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話をとする。

（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2(5) (略)

（法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の二 法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話をとする。

（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2(5) (略)

（新設）

助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者)

第十七条の二の二 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第十七条の二の三 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)
第十七条の二の四 法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)
第十七条の三 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十八項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第十七条の四 法第八条第十八項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の世話を適切に行うこ

(新設)

(新設)

(法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二 法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の三 法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第十七条の四 法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の世話を適切に行うこ

とができるサービスの拠点とする。

(法第八条第十八項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の五 法第八条第十八項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める者)

第十七条の六 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事(地域密着型特定施設(法第八条第二十項)に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。)の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。)(当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村(以下この号において「他の市町村」という。)が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長)が認める者

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の七 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留

とができるサービスの拠点とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の五 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者)

第十七条の六 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事(地域密着型特定施設(法第八条第十九項)に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。)の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。)(当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村(以下この号において「他の市町村」という。)が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長)が認める者

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の七 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留

意事項とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の八 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の地域密着型特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の九 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上の留意事項とする。

(法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担しなければならない費用の額とする。

(法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める事項)

意事項とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の八 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の地域密着型特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の九 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上の留意事項とする。

(法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担しなければならない費用の額とする。

(法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項)

第十九条 法第八条第二十五条項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供するまでの留意事項とする。

(法第八条第二十七条項の厚生労働省令で定める要介護者)

第二十条 法第八条第二十七条項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第十九条 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供するまでの留意事項とする。

(法第八条第二十五条項の厚生労働省令で定める要介護者)

第二十条 法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地 （略）	二 三 当該申請に係る市町村事務（令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）の種類
四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日 （略）	五 六 市町村事務受託事務所の平面図
七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 （略）	八 九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況
十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条において「誓約書」という。） 十三～十五 （略）	十三～十五 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合に

一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地 （略）	二 三 当該申請に係る受託事務の種類
四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日 （略）	五 六 事務所の平面図
七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 （略）	八 九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務（令第十一条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況
十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条において「誓約書」という。） 十三～十五 （略）	十三～十五 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合に

場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第三百二十三條第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託する市町村事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託している市町村事務の内容

3・4 （略）

（管理者）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

おいて、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第三百三十三條第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

3・4 （略）

（管理者）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所ごと」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「事務所ごと」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三（略）

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した市町村事務の内容等の記録
- 二・三 （略）

（指定都道府県事務受託法人の指定の要件）

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次とのおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 質問等事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の十五 令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道

第三十四条の十三（略）

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した受託事務の内容等の記録
- 二・三 （略）

（新設）

（新設）

府県事務受託事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る都道府県事務（令第十一条の二第二項第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。）の種類
- 四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日
- 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 六 都道府県事務受託事務所の平面図
- 七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用者又は介護給付等（法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況
- 十一 令第十二条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下次条において「誓約書」という。）
- 十二 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十三 その他指定に関し必要と認める事項

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第二号、

（新設）

第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（都道府県事務の委託の公示等）

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- 三 委託開始の予定年月日
- 四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- 三 委託終了の年月日
- 四 委託している都道府県事務の内容

（管理者）

（新設）

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した都道府県事務の内容等の記録
- 二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(要介護認定の申請等)

(新設)

(新設)

(新設)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(日常生活に要する費用)

第六十五条の三 法第四十二条の二第一項並びに第二項第二号及び第三号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一～五 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条及び第六十五条の規定は、要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第四項

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(日常生活に要する費用)

第六十五条の三 法第四十二条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一～五 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条

第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第二項各号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

- 2 令第三十五条の十五第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。
3 令第三十五条の十五第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

- 2 令第三十五条の十六第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。
3 令第三十五条の十六第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。
4 令第三十五条の十六第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第七十条第二項各号(病院等により行われる居宅療養管理指

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

- 2 令第三十五条の九第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。
3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

- 2 令第三十五条の十第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。
3 令第三十五条の十第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。
4 令第三十五条の十第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第七十条第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号ま

第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）

2～4（略）

（法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準）

第一百二十六条の四の二 法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法）

第一百二十六条の五 法第七十条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、百分の七十を超えない範囲内で都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

（法第七十条第六項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第一百二十六条の六 法第七十条第六項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

で、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第十一号まで）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）

2～4（略）

（新設）

（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法）

第一百二十六条の五 法第七十条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、百分の七十を超えない範囲内で都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

（法第七十条第五項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第一百二十六条の六 法第七十条第五項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

2 前項の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。

(新設)

(法第七十条第六項の厚生労働省令で定める事項)

第一百二十六条の七 法第七十条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 前項(第三号を除く。)の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。

(新設)

(法第七十条第五項の厚生労働省令で定める事項)

第一百二十六条の七 法第七十条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)

第一百二十六条の八 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とする。

(新設)

(法第七十条第七項の規定による協議の求めの方法)

第一百二十六条の九 市町村長は、法第七十条第七項の規定による協議を求める際は、当該協議の対象となる居宅サービス（前条に規定するものに限る。）の種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

(新設)

(法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準)

第一百二十六条の十 法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

(新設)

一 第百二十六条の八の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二 必要に応じて、法第七十条第一項の申請を行う者から意見を聴取

すること。

(指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第一百二十六条の十一 法第七十条の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条第一項本文の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- | | | | | | | | |
|---------------|---|--|---|----------|-------------------------------|--|--|
| 一 事業所の名称及び所在地 | 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | 三 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 | 四 利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。） | 五 利用者の定員 | 六 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 七 指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 | 八 指定居宅サービス等基準第百九十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） |
|---------------|---|--|---|----------|-------------------------------|--|--|

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

(新設)

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十一 （略）

十二 法第七十八条の二第四項各号（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 （略）

2・3 （略）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第一百三十一条の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者につ

第一百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。）に提出しなければならない。

一〇十一 （略）

十二 法第七十八条の二第四項各号（令第三十五条の五において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 （略）

2・3 （略）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第一百三十一条の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

いて、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十四 (略)

2~4 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十四 (略)

2~4 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十八

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十七 (略)

2~3 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の

一〇十八 (略)

2~4 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。

一〇十七 (略)

2~3 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。

記載を要しない。

一〇二十 (略)

2～3 (略)

(法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第百三十一条の十 法第七十八条の二第四項第六号 (法第七十八条の二第四項第六号 (法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号を準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 (略)

(法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第一百三十一条の十の二 法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(聴聞決定予定日の通知)

一〇二十 (略)

2～3 (略)

(法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第百三十一条の十 法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 (略)

(新設)

(聴聞決定予定日の通知)

(指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の四第五項の規定により、指定地域密着型サービス基準のうち、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準)

第一百三十一条の十五 法第七十八条の十四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。
- 二 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。
- 三 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。
- 四 市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定

(指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の四第四項の規定により、指定地域密着型サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(新設)

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の二第六項第二号の二の規定による通知をするときは、法第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)

第一百三十一条の十二 市町村は、法第七十八条の二第五項第二号の二の規定による通知をするときは、法第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

しなかつたときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。

第一百三十二条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第一百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第一百三十四条の二 (略)

2 前項の規定は、法第八十六条第二項第七号ニの厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第一百三十二条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前第一百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合)

第一百三十四条の二 (略)

(新設)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2~4 (略)

(法第百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の十七の二 法第百十五条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2~4 (略)

(新設)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予

防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百五十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百五十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～十一（略）

十二 法第一百五十五条の十二第二項各号（令第三十五条の十三において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4（略）

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）
第一百四十条の二十五 法第一百五十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百五十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百五十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする

防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一（略）

十二 法第一百五十五条の十二第二項各号（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4（略）

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）
第一百四十条の二十五 法第一百五十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第一百五十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第一百五十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする

者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八（略）

2〇4（略）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）
第一百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八（略）

2〇4（略）

（法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第一百四十条の二十七の二 法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第一百四十条の二十九 市町村は、法第百十五条の十四第五項の規定によ

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）
第一百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十八（略）

2〇4（略）

2〇4（略）

（新設）

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲）

第一百四十条の二十九 市町村は、法第百十五条の十四第四項の規定によ

り、指定地域密着型介護予防サービス基準のうち、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従事者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の十四において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五〇十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

第一百四十条の三十三 (略)

り、指定地域密着型介護予防サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従事者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五〇十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

第一百四十条の三十三 (略)

2

前項の規定は、法第百十五条の二十二第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であつて、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護（以下この号及び別表第二において「指定療養通所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

2 前項の規定は、法第百十五条の二十二第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

シ 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人

ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ル
軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

ヲ
適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特

定介護予防福祉用具販売

カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
ヨ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法)

第一百四十条の四十六 都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができます。

(法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

によることができる。

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 調査事務の実施の方法に関する事項

四 調査事務に関する帳簿（法第百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項

五 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「令第三十五条の十六第一項第二号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十六第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十六第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 調査事務に関する帳簿（法第百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項

六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「令第三十五条の十第一項第二号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九　（略）

一・二　（略）

（削る）

三　情報公表事務の実施の方法に関する事項

四　情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

五　その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

（法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第一百四十条の六十二の二　法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

（利用料）

第一百四十条の六十三　法第一百十五条の四十五第五項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

（法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四　法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第一百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ　（略）

二　法第一百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業

第一百四十条の五十九　（略）

一・二　（略）

三　手数料の収納の方法に関する事項

四　情報公表事務の実施の方法に関する事項

五　情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六　その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

（新設）

第一百四十条の六十三　法第一百十五条の四十四第四項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

（利用料）

（法第一百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四　法第一百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第一百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ　（略）

（新設）

三 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第二三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 （略）

2 （略）

（法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準）

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者）

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規

二 法第百十五条の四十四第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十五第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第二三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十五第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 （略）

2 （略）

（法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準）

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者）

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規

定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるものとする。

（平成二十四年度から平成二十六年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成二十四年度から平成二十六年度までの令第三十八条第六項の基準所得金額は、百九十万円とする。

（権限の委任）

第一百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第二百二条第二項、第二百四条第三項、第二百十五条の三十三第一項及び第四項、第二百十五条の三十四、第二百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（大都市の特例）

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第二百五十二条の三号、第二百十四条から第二百二十五条まで、第二百二十六条の三第四項第二号、第二百二十六条の十一、第二百三十条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百四十条の三から第二百四十条の十四まで、第二百四十条の二

定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成二十一年度から平成二十三年度までの令第三十八条第六項の基準所得金額は、二百萬円とする。

（権限の委任）

第一百六十五条の二 法第二百三条の四第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第二百二条第二項、第二百四条第三項、第二百十五条の三十三第一項及び第四項、第二百十五条の三十四、第二百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（新設）

十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

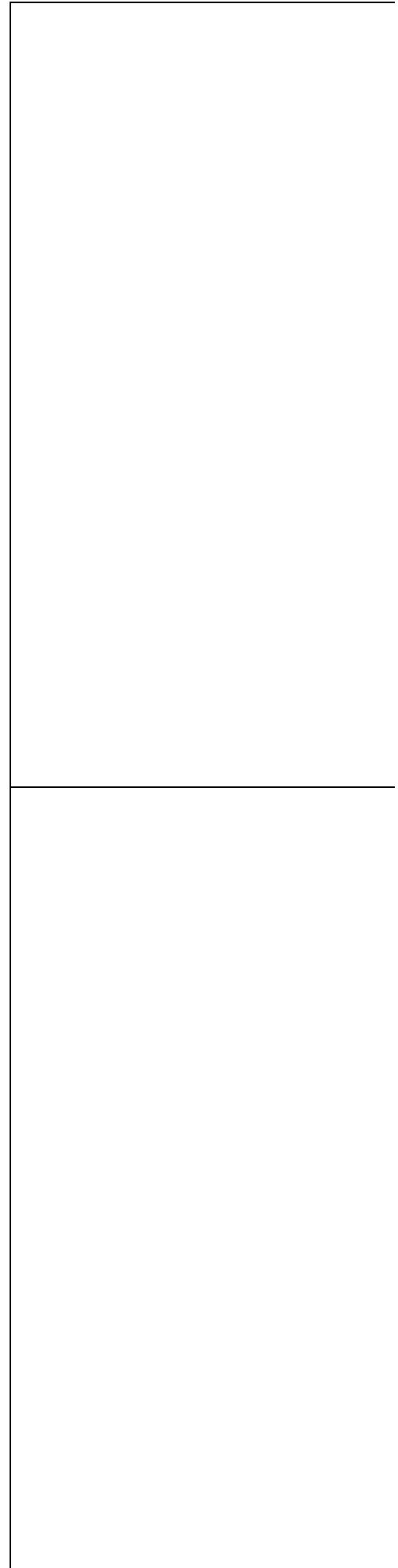
(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(新設)

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）
(略)

別表第一（第一百四十条の四十五—第一百四十条の四十七関係）
(略)



○ 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）	（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）
<p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p> <p>（平成二十四年度から平成二十六年度までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成二十四年度から平成二十六年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十七とする。</p> <p>（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）</p> <p>第七条 法第一百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第一百二十五</p>	<p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p> <p>（平成二十一年度から平成二十三年度までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成二十一年度から平成二十三年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。</p> <p>（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）</p> <p>第七条 法第一百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第一百二十五</p>

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防等事業医療保険納付対象額（法第二百二十六条第一項に規定する介護予防等事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額（以下「介護予防等事業費額」という。）の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

第九条 法第二百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防事業医療保険納付対象額（法第二百二十六条第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業に要する費用の額（以下「介護予防事業費額」という。）の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

第九条 法第二百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一條 法第百五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)
2 (略)

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額
予防等事業医療保険納付対象額の総額

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一條 法第百五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)
2 (略)

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額
予防等事業医療保険納付対象額の総額

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護事業医療保険納付対象額の総額
予防事業医療保険納付対象額の総額

(略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 (略)

一 (略)

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 (略)

一 (略)

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分）

第一条の六の一 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

（法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金（次条において「前払金」という。）に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

現行

（新設）

（法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十条の四に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第四条の四の規定により、同条に規定する前払金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第一条の十三の二 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、前払金（次項第二号において「前払金」という。）の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合

（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第十四条の四第二項の家賃その他第一条の十二に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第一号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

第二十条の四 削除

(新設)

(法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二十条の四 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十
六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅（介護保険
法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設
入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基

準、同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第七十八条の四第一項及び第二項に規定する基準又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第一百十五条の四第一項及び第二項に規定する基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを除く。)とする。

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第七項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額

八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

九〇十四 (略)

(法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第六項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額

(新設)

九〇十四 (略)

(法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

る措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

- 一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、三月
- 二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
- 二 前項第二号に定める場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

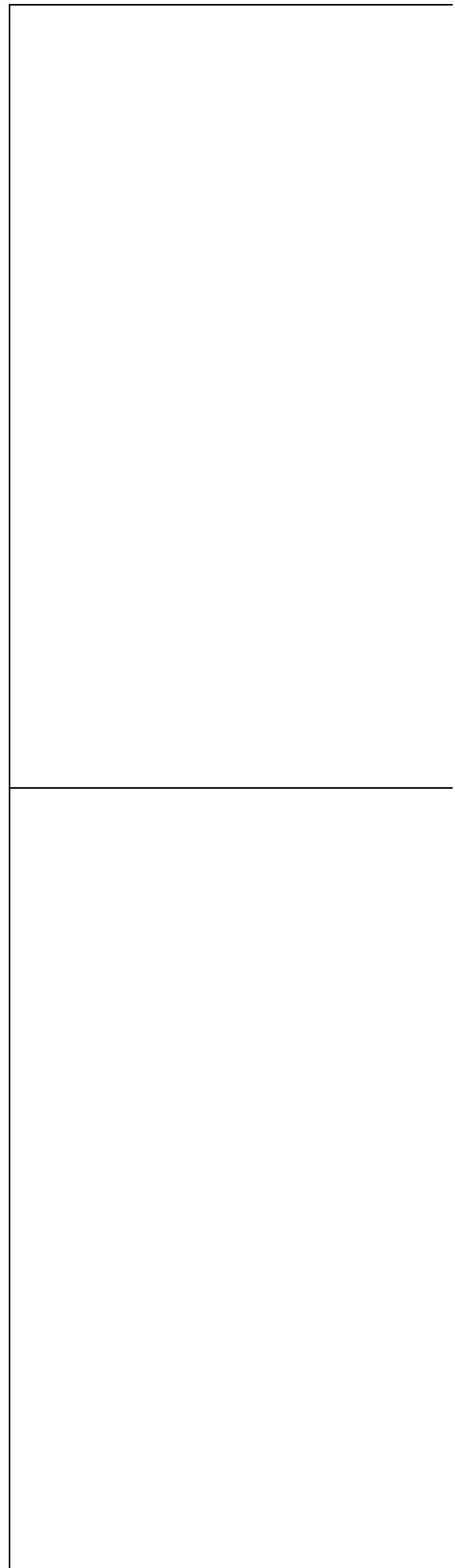
第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第九項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

第二十一条 削除

る措置を講じなければならない。

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第七項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。



○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準</p> <p>第一百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準</p>

二
（略）

二
（略）

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

一～三 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあ

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

一～三 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等

つては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とするすることを要しない。

3(8) (略)
一(3) (略)

に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とするることを要しない。

3(8) (略)
一(3) (略)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本方針） 第一条　（略）	（基本方針） 第一条　（略）
3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。	3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。	4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（苦情処理）

（苦情処理）

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関するて国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関するて国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	（趣旨） 第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準	一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準
二～四 （略） （設備） 第二条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室	二～四 （略） （設備） 第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室

イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定

介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人と

することができる。

ロ・ハ　(略)

二九　(略)

2　(略)

(入退所)

第七条　(略)

2　(略)

3　指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に

係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～7　(略)

(苦情処理)

第三十三条　(略)

2～4　(略)

5　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況

する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～7　(略)

(苦情処理)

第三十三条　(略)

2～4　(略)

5　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況

する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～7　(略)

(苦情処理)

第三十三条　(略)

2～4　(略)

5　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況

する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～7　(略)

(苦情処理)

第三十三条　(略)

2～4　(略)

5　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況

する入所者からの苦情に関する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

イ　一の居室の定員は、一人とすること。

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
(略)

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
(略)

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 (趣旨) (略)	第一条 (趣旨) (略)
2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準	一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準
二・三 (構造設備の基準) (略)	二・三 (構造設備の基準) (略)
2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核	2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火
第四条 (構造設備の基準) (略)	第四条 (構造設備の基準) (略)

市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（入退所）

第八条 （略）

2 （略）

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～6 （略）

（苦情処理）

第三十四条 （略）

2～4 （略）

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（入退所）

第八条 （略）

2 （略）

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～6 （略）

（苦情処理）

第三十四条 （略）

2～4 （略）

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設備の基準）</p> <p>第十一條　（略）</p> <p>2・3　　（略）</p> <p>4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一　居室</p> <p>イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。</p> <p>ロ　チ　（略）</p> <p>二　九　（略）</p> <p>5・6　（略）</p> <p>（入退所）</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第十一條　（略）</p> <p>2・3　　（略）</p> <p>4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一　居室</p> <p>イ　一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>ロ　チ　（略）</p> <p>二　九　（略）</p> <p>5・6　（略）</p> <p>（入退所）</p>
<p>第十三條　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項）に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第十三條　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項）に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

2～4 (略)

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項）に規定する居宅サービス計画をいう。の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備の基準)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

ロ～チ (略)

5～7 (略)

(地域との連携等)

第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「

2～4 (略)

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十一項）に規定する居宅サービス計画をいう。の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備の基準)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ～チ (略)

5～7 (略)

(地域との連携等)

第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「

運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2
～
4
（略）

運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2
～
4
（略）

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 地域密着型介護サービス費用基準額 法第四十二条の二第二項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 地域密着型介護サービス費用基準額 法第四十二条の二第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助</p>

言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6
(略)

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第五条の二）に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域との連携等）

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

6
(略)

（心身の状況等の把握）

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域との連携等）

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

234

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第十九項）に規定する共同生活を営むべき住居をいう。（以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

234

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第十八項）に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第二十項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行

第百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第十九項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行

うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）^{。以下同じ。}においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 (略)

(基本方針)

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項）に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(設備)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室

うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）^{。以下同じ。}においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 (略)

(基本方針)

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十項）に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(設備)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認め

られる場合は、二人とすることができます。

ロ・ハ　(略)

2
二
九
(略)

イ　一の居室の定員は、一人とすること。

ロ・ハ　(略)

2
二
九
(略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十条、第一百八十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十二条、第一百八十四条（第二百八十二条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十二条、第一百八十四条（第二百八十二条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準</p>

二九 (略)

(苦情処理)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市）については、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3~8 (略)

二九 (略)

(苦情処理)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3~8 (略)

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（第十一一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
（苦情処理） 第三十六条 （略） 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、	（苦情処理） 第三十六条 （略） 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、	

国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 (4)

(略)

国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 (4)

(略)

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第二十五条 (略) 2・5 (略)</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援</p>	<p>第一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第二十五条 (略) 2・5 (略)</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援</p>

に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7
(略)

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十一条 (略)

一〇五 (略)

六 地域支援事業（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持つた支援を行うよう配慮すること。
七・八 (略)

に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7
(略)

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十一条 (略)

一〇五 (略)

六 地域支援事業（法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持つた支援を行うよう配慮すること。
七・八 (略)

○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八十三条　（略） （特別療養給付の申請等）	第八十三条　（略） （特別療養給付の申請等）
<p>二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例</p>	<p>二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例</p>

サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービスをいう。以下同じ。）（以下同じ。）若しくはこれ。

サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）（これら

のうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）（以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護

介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護

ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行なう事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定介護予防サービス費に係る指定施設介護サービス若しくは特例施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設介護サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行なう事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行なう事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定施設介護サービス費に係る施設サービス、施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行なう事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行なう事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 (略)

一〇八 (略)

九 労務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る施設介護サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(埋葬料の支給の申請)

第八十五条 (略)

一・二 (略)

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 (略)

一〇八 (略)

九 労務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設介護サービス、介護予防サービス費に係る施設介護サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(埋葬料の支給の申請)

第八十五条 (略)

一・二 (略)

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設介護サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る

指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス
、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予
防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサー
ビスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証
の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2・3 四〇六 (略)

介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者
が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保
険者番号及び保険者の名称

2・3 四〇六 (略)

○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十九条（傷病手当金の支給の申請）</p> <p>第六十九条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 職務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八</p>	<p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p>第六十九条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 職務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八</p>

ものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービスに係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当する者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当する者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2 六
•
3 八
(略) (略)

2 六
•
3 八
(略) (略)

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十八条（略）</p> <p>（特別療養給付の申請）</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービスに係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（傍線の部分は改正部分）</p>	<p>第二十八条（略）</p> <p>（特別療養給付の申請）</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービスに係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（傍線の部分は改正部分）</p>

養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた場合にあつてはその旨

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看

一ビス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた場合にあつてはその旨

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看

護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス若しくはこれに相当するサービス、相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービスを行う事業所、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第五十三条第一項に規定する指定介護保険施設、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護施設介護サービス費に係る指定居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、サービス費に係る施設サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する基準該当介護予防サービス事業者、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス事業所、同法第五十五条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所

2 四
3 ·
11 五
(略) (略)

2 四
3 ·
11 五
(略) (略)

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（第十六条）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 ・ 3 （略）	<p>（居宅サービス等の利用）</p> <p>第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるように、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（居宅サービス等の利用）</p> <p>第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
2 ・ 3 （略）	<p>（生活相談員の責務）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十 三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規 定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第 二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項 に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居 宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との連携に努めること。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（生活相談員の責務）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十 一項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規 定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第 二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項 に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居 宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との連携に努めること。</p> <p>二・三 （略）</p>

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表 （第一条関係） 一〇五十四 （略）	改 正 案	現 行
五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業	五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業	
別表 （第一条関係） 一〇五十四 （略）		

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

○ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 (略)	第四条 (法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設)
一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設	一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設
二 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設	二 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設
三 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点	三 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点
四 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居	四 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居
五 (略)	五 (略)
(法第四条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設)	(法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設)
第五条 (略)	第五条 (略)
一 (略)	一 (略)
二 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ	二 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業をいう。）を行う拠点

四 介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

五（七） （略）

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う。）を行う拠点

四 介護保険法第一百五十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

五（七） （略）

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）
第一条（略）	第一条（略）
一～十二（略）	一～十二（略）
十三 介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護	十三 介護保険法第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護
十四 介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護	十四 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護
十五 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護	十五 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護
十六 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護	十六 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護
十七 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護	十七 介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
十八 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護	十八 介護保険法第八条第二十項に規定する複合型サービス
十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
二十 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス	二十 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
二十一 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援	十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援
二十二 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービス	二十 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス

ス

二十三 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービス

ス

二十四～四十八 (略)

四十九 第一号、第二号、第二十四号、第二十五号及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話

五十 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十五号に掲げるものを除く。）

五十一～五十三 (略)

ス

二十一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保健施設サービス

ス

二十二～四十六 (略)

四十七 第一号、第二号、第二十二号、第二十三号及び第三十八号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話

四十八 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十三号に掲げるものを除く。）

四十九～五一 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則

(平成十一年厚生省令第三十六号) (第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 保険給付</p> <p>第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の二十一) 第二節 (略)</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二の二)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の六)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 保険給付</p> <p>第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の十三) 第二節 (略)</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の四)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
<p>(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)</p>	<p>(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)</p>

第三十四条の三 令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十二条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る市町村事務（令第十二条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）の種類

四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 市町村事務受託事務所の平面図

七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

第三十四条の三 令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十二条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る受託事務の種類

四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 事務所の平面図

七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務（令第十二条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況

十二 令第十二条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（
次条において「誓約書」という。）

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うを添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託する市町村事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況

十二 令第十二条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（
次条において「誓約書」という。）

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託している市町村事務の内容

3・4 (略)

(管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定の他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施によ

四 委託事務の内容

3・4 (略)

(管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定の他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、

り」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とある「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所ごと」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した市町村事務の内容等の記録
- 二・三 (略)

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次とのおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を

利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「事務所ごと」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した受託事務の内容等の記録
- 二・三 (略)

(新設)

及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十一条の七第一項の規定に基づき指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る都道府県事務（令第十一条の二第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。）の種類
- 四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日
- 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 六 都道府県事務受託事務所の平面図
- 七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等（法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）を受けた被保険者、被保険者であつた者若

(新設)

しくはその家族等からの苦情を処理するため講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形

態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十二条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下次条において「誓約書」という。）

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（都道府県事務の委託の公示等）

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

（新設）

			三 委託開始の予定年月日
四	委託する都道府県事務の内容		
2			一 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。
			二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び所在地の所在地並びにその代表者の氏名
三	委託終了の年月日		
四	委託している都道府県事務の内容		
		(管理者)	
			第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。
		(身分を証する書類の携行)	
			第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
		(新設)	
			第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
2	指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	(新設)	

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した都道府県事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条及び第六十五条の規定は、要介護被保険者

(新設)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被

に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の十第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十一第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十一第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十一第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の九第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)
2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一〇十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)
2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第一百四十条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の九において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

第一百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第一百四十条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十五第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

第一百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

第一百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であつて、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護（以下この号及び別表第二において「指定療養通

所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応

型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

チ 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設等）」という。）、介護老人保健施設、第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設等）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介

護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生

活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

ヲ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

二 (略)

護

(法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法)

第一百四十条の四十六 都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができます。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

一・二 (略)

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十六 法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

（1）適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 調査事務の実施の方法に関する事項

四 調査事務に関する帳簿（法第百十五条の三十九に規定する帳簿を

いう。次条において同じ。）の管理に関する事項

五 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修（以下「調査員養成研修」という。）は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 調査事務の実施の方法に関する事項

五 調査事務に関する帳簿（法第百十五条の三十九に規定する帳簿を

いう。次条において同じ。）の管理に関する事項

六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修（以下「調査員養成研修」という。）は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「

令第三十五条の十一第一項第一号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第二項中「令第三十五条の十一第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十一第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 情報公表事務の実施の方法に関する事項

四 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

五 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の二 法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十五第四項の規定による利用料

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 情報公表事務の実施の方法に関する事項

五 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(新設)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十四第四項の規定による利用料

令第三十五条の十第一項第二号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第二項中「令第三十五条の十第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 情報公表事務の実施の方法に関する事項

五 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

に関する事項は、市町村が定める。

に関する事項は、市町村が定める。

(法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条の六十四 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イヽ二 (略)

二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第百四十条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三ヽ十一 (略)

2

(法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準)

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条の六十四 法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イヽ二 (略)

二 法第百十五条の四十四第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第百四十条の六十五 法第百十五条の四十五第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十五第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三ヽ十一 (略)

2

(法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百一条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(大都市の特例)

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の四第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百一条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(新設)

三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(新設)

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）

(略)

別表第一（第一百四十条の四十五—第一百四十条の四十七関係）

(略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨）	（趣旨）
<p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準</p> <p>二四 （略）</p>	<p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準</p> <p>二四 （略）</p>

（入退院）
第九条 （略）
2
（略）

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

（入退院）
第九条 （略）
2
（略）

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4
5
（略）

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
別表第一 （第五条関係）	<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設の場合にあつては、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができます。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設の場合にあつては、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができます。</p> <p>一・二 （略）</p>
（略）	別表第一 （第五条関係）	（略）

(略)	介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	現 行
<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第百七十二条及び第一百七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第百七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護サービス」と、「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第百七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」と、「第五十二条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるの</p>	<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第百七十二条及び第一百七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第百七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第百七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」と、「第五十二条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるのは「</p>	<p>（傍線の部分は改正部分）</p>

は「特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」又は「指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設又は「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の七の項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とする。

特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設又は「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とする。

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（入退所）	（入退所）
第十四条（略）	第十四条（略）
2	2
3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（ <u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項</u> に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（ <u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項</u> に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十三項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（居宅サービス等の利用）	（居宅サービス等の利用）
第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（ <u>介護保険法第二条第一項</u> に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならぬ。	第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（ <u>介護保険法第二十条</u> に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護保険指導室）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 介護保険法第二百二条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p> <p>3〇六（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七百十条の五（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 介護保険法第二百二条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p>	<p>（介護保険指導室）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 介護保険法第二百二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p> <p>3〇六（略）</p> <p>（福祉指導課の所掌事務）</p> <p>第七百十条の五（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 介護保険法第二百二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p>